

四日市市告示第189号

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱(平成13年四日市市告示第328号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 生活保護受給者等 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付の受給者をいう。</p> <p>(4)から(24)まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1から12まで (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>13 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 生活保護受給者等 生活保護法(昭和25年法<u>いる</u>法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付の受給者をいう。</p> <p>(4)から(24)まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1から12まで (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>13 この要綱は、<u>令和4年3月31日</u></p> |

限り、その効力を失う。

限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)